

「計量法に基づく登録事業者の登録等に係る規程 第 8 版」改正要旨

認定センター 計量認定課

1. 主な改正内容

- (1) 別表第 3 中、「長さ」の「計量器の校正等に用いる計量器又は標準物質」に「座標測定機用ゲージ」を追加する。
- (2) 別表第 3 中、「流量・流速」の「計量器の校正等に用いる計量器又は標準物質」の「液体流量校正装置校正用の分銅、おもり及び質量計」を「水用流量計校正用の分銅、おもり及び質量計」に変更する。
- (3) 別表第 3 中、「流量・流速」の「計量器の校正等に用いる計量器又は標準物質」に「水用流量計校正用の周波数標準器、周波数発生器及び周波数測定器」を追加する。

2. 改正理由

- (1) 事業者からの要望に基づき、「座標測定機用ゲージ」の新規追加について JCSS 等技術委員会長さ分科会において検討し、承認されたため、当該規程別表第 3 に追加する。
- (2) 「計量法施行規則第 90 条第 2 項の規定に基づく計量器等の種類を定める規程 (JCSS 種類)」で定める計量器等の種類の名称と整合させるため、JCSS 等技術委員会流量分科会において検討し、承認されたため。
- (3) 水用流量計校正用の周波数標準器、周波数発生器及び周波数測定器を常用参照標準として追加すること、また校正周期について JCSS 等技術委員会流量分科会において検討し、承認されたため。